

社会保障審議会第30回少子化対策特別部会意見要旨

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて

委員：三鷹市長 清原 慶子

(1) 日本が直面している少子化がもたらす諸課題は幅広く、その解決に向けての施策も広範囲に及ぶ。その中で、本部会では、「すべての子どもの健やかな育ち」の実現を基本的視点において、多角的に審議してきたことは有意義であり、そのことは、政権交代後も尊重されるべきものである。政府におかれては、これまでの少子化対策特別部会の審議経過と提案を尊重した制度づくりを早急に進めていただきたい。

(2) 新たな制度づくりは、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」(2008年5月発表)で示されているように、「包括性、体系性」を持ちつつ、各自治体が地域の特性や実情に適合的に対応できる柔軟な制度として構成されるべきである。私は、国民に最も身近な基礎自治体(市町村)の行政サービスの提供と自治体経営の責任を持つ立場として、子育て支援のサービスと担い手の多様化と、最適な財源と負担のあり方を常に問題意識として持って本部会に参加してきた。現時点は、次世代育成支援施策に関する従来複雑であった費用のあり方を見直すチャンスであり、有効に生かさなければならない。

(3) 「現金給付」については、政権交代がなされて3カ月の現状における、基礎自治体としての懸念のひとつとして「子ども手当」がある。従来、市町村は「児童手当」については一定の負担をしていたが、マニフェストでは子ども手当は金額が多く所得制限もなく、国費負担とされていた。そこで、仮に一部が市町村負担となると、市町村への税財源の移譲がないとともに、来年度の大幅な税収減が想定される中では実施については深刻な危機感が持たれている。

(4) 「現物給付」については、新たな制度体系においては、むしろ、地方自治体に新たな財政負担を強いることなく、市町村が地方分権・地域主権の理念のもとで、地域の実情に適合的な施策が実現できるよう、包括的かつ柔軟性を持つ財源保障を伴うことが不可欠である。仮に「現金給付」について国費負担とするが、「現物給付」については自治体の一般財源化をというような極端な判断がなされるようになれば、市町村ではとても受けられるような財政構造及び状況にはない。そこで、保育サービスはじめ子育て支援サービスに大きな混乱が生じ、地域格差が拡大するおそれがある。すべての子どもにナショナル・ミニマムは保障されなければならないし、地域の実情に応じた柔軟性が発揮できるための税財源の移譲が先決である。

(5) 三鷹市を含む基礎自治体においては、現在、「次世代育成支援対策推進法」にもとづいて平成22年度から平成26年度までの「次世代育成支援行動計画(後期計画)」の策定に取り組んでいる。後期計画では、地域における多様な活動主体の連携協力による環境整備を、具体的な数値目標を伴う個別計画として設計していくことになっている。法定計画であることから、国と地方の費用負担との関係を国が早急に明示することが求められている。本計画は次年度予算編成にも大きく影響することから、国による早期の方針決定を強く要望したい。

言うまでもなく、次世代育成支援の新しい制度づくりにおいては、マニフェストにある「国と地方の協議の場」で基礎自治体代表を含めて、最優先で協議されるべき課題の一つである。